省　令

○財務省令第四十四号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項、第十六条第六項、第十七条第二項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに国税不服審判所組織令（昭和四十五年政令第五十号）第二条第一項及び第三条並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第六十七条第三項、第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び財務省組織令を実施するため、国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令

（国税不服審判所組織規則の一部改正）

第一条　国税不服審判所組織規則（昭和四十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国税審判官等の定数） **第二条**　［略］ 一　国税審判官　百八十人 二　［略］ （次席国税審判官を置く支部） **第七条**　国税不服審判所組織令第二条第一項で規定する財務省令で定める支部は、東京国税不服審判所及び大阪国税不服審判所とする。	（国税審判官等の定数） **第二条**　［同上］ 一　国税審判官　百八十一人 二　［同上］ （次席国税審判官を置く支部） **第七条**　国税不服審判所組織令第二条第一項で規定する財務省令で定める支部は、東京国税不服審判所、名古屋国税不服審判所及び大阪国税不服審判所とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（財務省組織規則の一部改正）

第二条　財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　本省 ［第一節～第三節　略］ 第四節　地方支分部局 ［第一款・第二款　略］ 第三款　沖縄地区税関 第一目　［略］ 第一目の二　特別な職の設置等（第三百四十八条の二） ［第二目～第六目　略］ 第二章　国税庁 ［第一節・第二節　略］ 第三節　地方支分部局 第一款　国税局 ［第一目～第三目　略］	目次 第一章　本省 ［第一節～第三節　同上］ 第四節　地方支分部局 ［第一款・第二款　同上］ 第三款　沖縄地区税関 第一目　［同上］ ［目を加える。］ ［第二目～第六目　同上］ 第二章　国税庁 ［第一節・第二節　同上］ 第三節　地方支分部局 第一款　国税局 ［第一目～第三目　同上］